

串間市社会福祉協議会役員並びに評議員等の旅費・費用弁償・報酬に関する規則

(趣 旨)

第1条 社会福祉法人串間市社会福祉協議会（以下「本会」とする）の運営、業務の執行、それに協力・参画する本会の役員並びに評議員等の旅費及び費用弁償、報酬については、この規則に基づいて支給するものとする。

(旅 費)

第2条 本会の役員並びに評議員等が業務のため旅行したときは、日当4,000円及び交通費、宿泊費の実費を支給する。

(費用弁償)

第3条 役員並びに評議員等の費用弁償については、日額4,000円及び交通費の実費を支給する。

(報 酬)

第4条 本会の会長、副会長の報酬については、定款第25条に基づき、次の各項により支給する。

2 会長、副会長の報酬対象となる勤務については、直接の本会役員業務(決裁処理等)及び本会の代表者として出会等を要請された式典、会議等とする。

3 会長、副会長の報酬については、前項による勤務実態に則して次の各号により支給する。

(1) 会長に日額4,000円を支給する。但し、1時間以上の勤務を必要とし、支給上限額を月額50,000円以内とする。

(2) 副会長に日額2,000円を支給する。但し、1時間以上の勤務を必要とし、支給上限額を25,000円以内とする。

4 前項の報酬単価については、予算の範囲内において増減することができる。

附 則

1. この規則は、平成 8年 4月 1日から施行する。

2. この規則、第2条において準用する就業規則第20条中、職員とあるものは役員及び評議員と読み替えるものとする。

3. この規則は、平成 9年 4月 1日から施行する。

4. この規則は、平成12年 3月28日から施行する。

5. この規則は、平成13年 4月 1日から施行する。

6. この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

7. この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

8. この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

9. この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。